

平成29年6月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2017年対策 社会保険労務士 選択式トレーニング問題集

3. 労働者災害補償保険法・雇用保険法

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017年対策 社会保険労務士 選択式トレーニング問題集

3. 労働者災害補償保険法・雇用保険法 12版 (平成28年12月16日発行)

ISBN 978-4-86846-406-0

改訂内容

※平成29年4月14日現在の施行法令に基づいて作成しています

【労働者災害補償保険法】

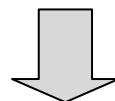
改訂頁・行	改訂前	改訂後
P30 問題文ア 4行目 P31 完成文ア 4行目	104,950円	<u>105,130円</u>
P30 選択肢	④ 57,030円	④ <u>57,110円</u>
P31 解 答B	④ 57,030円	④ <u>57,110円</u>
P31 完成文イ 2行目 6行目 7行目	57,030円	<u>57,110円</u>
P112 問題文 7行目 P113 完成文 6行目	配偶者の父母並びに同居 し、かつ扶養している	削除
P112 問題文 8行目	B の介護	B <u>並びに配偶者の父母</u> の介護
P113 完成文 7行目	兄弟姉妹の介護	兄弟姉妹 <u>並びに配偶者の父母</u> の介護

【雇用保険法】

改訂貢					
P 28 問題文・P 29 完成文の表					

(改訂前)

算定基礎 期間 基準日の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	180日
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日



(改訂後)

算定基礎 期間 基準日の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	180日
30歳以上35歳未満		<u>120日</u>	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		<u>150日</u>	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

改訂頁・行	改訂前	改訂後
P 34 問題文 11行目	起算して C 以内	、当該者に該当するに至った日の直前の基準日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）
P 35 完成文 10行目	起算して 1か月以内	、当該者に該当するに至った日の直前の基準日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）
P 35 解答C	⑨ 1か月	改正により削除
P 42 選択肢 P 43 解答D	⑯ 被保険者	⑯ <u>一般被保険者</u>
P 43 完成文 2のア 3行目 2のイ 2行目 択一のカギ 3行目	被保険者	<u>一般被保険者</u>
P 44 問題文2	—	<u>個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わった後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第24条第1項又は第2項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）は行わず、</u> D <u>を受けている受給資格者については、当該</u> D <u>が終わった後でなければ</u> E <u>及び訓練延長給付は行わず、</u> E <u>を受けている受給資格者については、当該</u> E <u>が終わった後でなければ訓練延長給付は行わない。</u>
P 47 完成文2	—	<u>個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わった後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第24条第1項又は第2項の規定による基本手当の支給をいう。以下</u>

		同じ。) は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行わない。
P 44 問題文 3	—	訓練延長給付を受けている受給資格者について <u>個別延長給付</u> 、 <u>D</u> 又は <u>E</u> が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、 <u>E</u> を受けている受給資格者について <u>個別延長給付</u> 又は <u>D</u> が行われることとなつたときは、 <u>これらの延長給付</u> が行われる間は、その者について <u>E</u> は行わず、 <u>広域延長給付</u> を受けている受給資格者について <u>個別延長給付</u> が行われることとなつたときは、 <u>個別延長給付</u> が行われる間は、その者について <u>広域延長給付</u> は行わない。
P 47 完成文 3	—	訓練延長給付を受けている受給資格者について <u>個別延長給付</u> 、 <u>広域延長給付</u> 又は <u>全国延長給付</u> が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、 <u>全国延長給付</u> を受けている受給資格者について <u>個別延長給付</u> 又は <u>広域延長給付</u> が行われることとなつたときは、 <u>これらの延長給付</u> が行われる間は、その者について <u>全国延長給付</u> は行わず、 <u>広域延長給付</u> を受けている受給資格者について <u>個別延長給付</u> が行われることとなつたときは、 <u>個別延長給付</u> が行われる間は、その者について <u>広域延長給付</u> は行わない。

P 84 問題文 1 3 行目	A において、	A (待定期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る。)において、
P 85 完成文 3 行目	教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、	教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合 (待定期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る。)において、
P 86 問題文 1 7 行目 P 88 完成文 7 行目	利用する場合に支給するものとする。	利用する場合 (待定期間が経過した後に保育等サービスを利用する場合に限る。) に支給するものとする。
P 90 問題文 (2) 下から 6 行目 P 93 完成文 (2) 下から 5 行目	翌日から起算して 1 か月以内に	翌日から、当該者に該当するに至った日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から起算して 4 年を経過する日までの間 (加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間) に
P 98 完成文イ 2 行目	一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者 (当該専門実践教育訓練を受け、	一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者 (当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して 1 年以内に雇用された者 (当該専門実践教育訓練を受け、
P 130・131 P 142・143 補足	※平成29年度から平成31年度までの各年度においては、本則による国庫の負担額の「100分の10」に相当する額を負担する。	